

ささえあう介護保険

お問い合わせ先
岩室村福祉保健課 介護福祉係
(☎ 82 - 5725)

「社会福祉法人による利用者負担の軽減」

この制度は、介護サービスの提供を行う社会福祉法人等が、対象サービスの利用料を2分の1に減らすことにより、とくに生計が困難な人に対して経済的支援をすることを目的としています。

「他の市町村へ転出するときは」

他の市町村に転出するときは、必ず被保険者証を返却してください。現在の住所地で受けた認定結果については、転出時に発行される「介護保険受給資格証明書」を転出先の市町村に提出すれば、引き続き現在の要介護区分でサービスが利用できます。

「平成15年度から介護保険料が改定されます」

平成15年4月から介護保険料が改定されます。要介護者の人数やサービス量の増加に伴い、私たちの村の介護保険にかかる費用が増大しています。サービスの質・量を整備するための保険料改定にご理解とご協力をお願いします。

◆とくに生計が困難な人とは

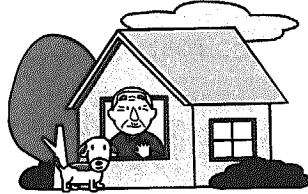
その世帯の全員が村民税非課税で、介護認定者の収入金額が年42万円以下である人をいいます。該当する方は、担当にお尋ねください。

◆対象サービス

対象サービス	対象経費
指定介護老人福祉施設 旧措置入所者	日常生活費
法施行後入所者	介護費、食費負担分、日常生活費
通所介護サービス(デイサービス)	介護費、日常生活費(食材料費含む)
短期入所生活介護(ショートステイ)	介護費、日常生活費(食材料費含む)
訪問介護(ホームヘルプサービス)	介護費

◆利用者負担額の軽減はどこで受けられるか

岩室村デイサービスセンターや周辺町村の特別養護老人ホームなどで行っていますが、詳しくは 担当にお尋ね下さい。



「訪問介護利用料助成事業」を見直します

「岩室村訪問介護利用料助成事業」については、在宅老人の訪問介護を行い、在宅生活の援助と高齢者福祉の向上を目的として、その利用料助成を行っています。

訪問介護サービスについては、平成12年4月から介護保険法が施行され、サービス利用料が基本的には本人の1割負担となっています。

しかし、介護保険法が始まる前から費用負担がなかった方に負担(1割)が生ずることとなると、要介護老人への経済的負担を招き、これにより福祉サービスの後退が心配されるため、平成12年4月から助成事業を実施し、

- ① 介護認定者の本人負担額(10%)
- ② 法施行日前1年間で訪問介護の利用実績があり、利用者負担がなかった方については、週1時間を限度として費用額の90%
- ③ ①、②以外の方については、週1時間を限度として費用額の80%をそれぞれ助成しています。

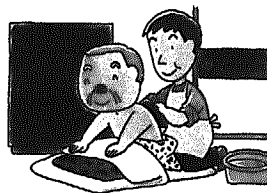
この訪問介護利用料助成事業については、法施行後の「当分の間」の助成として、制度を設けてきました。

介護保険法においても個々の所得状況に応じた負担を求めていますし、平成14年7月から社会福祉法人等が、生計困難者に対して訪問介護サービス等の利用者負担の軽減を行った場合、その事業者を支援する内容の事業を開始しました。

また、今後の在宅福祉事業については介護予防を目的として、集会所などで行う「つどいの家事業」や、新年度から計画する「生きがい活動支援通所事業」の取り組みなどを行い、要介護老人や閉じこもり老人を増やさないう、今後さらに福祉を充実していくため、事業を見直していくことが必要かと思えます。

しかし、介護認定において、自立と判定された方などで特に訪問介護サービスの利用が必要と認められる方については、自立者支援事業として継続したいと考えています。

このような内容で、平成15年度から、より効果的な予算運営を図りたく、検討しておりますので皆様のご理解をお願いいたします。



在宅介護奮闘記

介護者
和納8区 佐藤あやこさん

◎お母さんを介護されて何年になりますか。

…母は平成10年まで一人暮らしをしていましたが、その春に脳梗塞を起こし、わたしたちの家族と一緒に暮らすことになりました。その時は、見守りがあれば何とか自分のことは自分でできましたが、平成12年に再発作を起こし、ベッド上の生活になってしまいました。お医者さんは、施設入所させるだろうと思っていたようですが、何とか家で介護したいという家族の思いに、いろいろと工夫してくださり、3ヶ月後に退院しました。

◎今、どんなサービスを利用していますか。

…週2回のデイケアと週1回の訪問看護による入浴サービスを利用しています。また、月に2〜3日は、ショートステイを利用しています。

◎利用されていかがですか。

…母は、入浴が大好きで、デイケアに行くのを楽しみにしています。母が利用している時は、映画を見に行ったり、ボーリングに行ったりして、気分転換をするようにしています。春と秋には、ショートステイを利用して、夫と旅行に行き楽しむことができるようになりました。

ベッドと車いすをレンタルしていますが、天気の良い時は、車いすで近くの公園に連れて行ったり、花見を楽しんだりしています。また、体位変換用のエアーマットを利用してから、わたしの腰痛を起こすことがなく



なりました。

◎寝たきりの方を介護されるのは、大変ですよ。

…動きまわって、見守りをしていた時に比べたら、自分の時間が持てるようになり、その分マッサージをしてあげるなど、スキンシップを図る余裕ができました。主な食事は胃ろう(胃から直接に食事を入れている)ですが、母が食べたそうにしている時は、煮魚や大根の煮物、柔らかめの炊き込み御飯など、口に運んでやると、「おいしい」と喜んで食べるようになりました。

その効果あって、とても反応が良くなり、コミュニケーションがとれるようになりましたし、訪問してくれる看護師さんに、自ら「ありがとう」というようになったのが、わたしも嬉しいですね。

母を見て4年が経ちますが、家族の協力があってこそ介護できるので感謝しています。また、何でも自分でしようと思わないで、器具やサービスをうまく使うことが大切だと思います。

身体障害者および知的障害者のみなさま

支援費制度の申請はお済みですか?!

広報いわむろ 11月号でもお知らせしましたが、平成15年4月より「支援費制度」がスタートします。この制度は、障害者の自己決定を尊重し、障害者自らがサービスを選択し、サービスを提供する指定事業者・施設との契約により、サービスを利用するしくみです。サービスを利用する場合、事前の申請が必要になります。まだ申請を済ませてない方は、お早めに役場で申請をしてください。



●支援費制度Q&A●

- Q: サービスを受けられるのは、どのような人ですか?
A: 概ね65歳以下の身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けた方が対象となります。ただし、介護保険サービスを利用されている方は、介護保険が優先されます。
- Q: サービスを受けるためには、どのような手続きが必要ですか?
A: まずは、役場福祉保健課窓口で、どのようなサービスを、どのように組み合わせて利用したらよいか等を相談し、サービスの種類ごとに「支援費」の支給申請をしてください。
- Q: 現在サービスを受けていても支給申請は必要ですか?
A: 居宅支援サービスの利用者は、平成15年4月以降も継続してサービスを受けるためには、それまでに支給申請をし、支給決定を受けておく必要があります。平成15年4月1日に施設に入っている場合は、支援費の決定があったものとみなされます。平成16年3月31日までの間に、役場から通知がありますので、そのときに支援費の申し込みをしてください。
- Q: サービスはずっと使えますか?
A: 地域での生活を支えるサービスは1年ごとに、施設で受けるサービス及びグループホームの利用は3年ごとに、支援費を支給する期間の見直しがあります。

支援費制度の申請及びお問い合わせは、
岩室村福祉保健課 介護福祉係 (☎ 82 - 5725) までどうぞ。